

令和6年那審第5号

裁 決

旅客船A旅客負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和元年6月16日08時55分

沖縄県下地島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 旅客船A

総 ト ン 数 3.8トン

登 録 長 10.85メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

出 力 257キロワット

3 事実の経過

Aは、平成24年3月に進水し、船体後部にフライングブリッジを設けた船室を配し、同ブリッジに舵輪、機関遠隔操縦装置及びGPSプロッターをそれぞれ装備したFRP製旅客船で、a受審人ほか2人が乗り組み、旅客8人を乗せ、ダイビングの目的で、船首0.4メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和元年6月16日08時30分沖縄県平良港の係留地を発し、下地島西方沖合のダイビングポイントに向かった。

a受審人は、平良港を発航するに当たり、旅客2人が船首甲板先端付近に座っているのを認め、そのままの状態で行くと、波浪によって船首が大きく上下動し、旅客が跳ね上げられて強い衝撃を受けるおそれがあったが、海上が平穏だったので、船首が大きく上下動することはないものと思い、旅客を船首甲板先端付近から船体後部に移動させるなど、旅客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

a受審人は、旅客2人を船首甲板先端付近に、ほかの旅客6人を船室付近にそれぞれ座らせ、フライングブリッジの操縦席に腰を掛けて操船に当たり、08時47分半佐良浜港第1防波堤南灯台（以下「佐良浜灯台」という。）から241度（真方位、以下同じ。）4.5海里の地点で、針路を335度に定め、10.0ノット（対地速力、以下同じ。）の速力で、手動操舵によって進行した。

こうして、a受審人は、08時55分少し前船首至近に他船が起こした航走波を認め、減速したものの、08時55分僅か前航走波によって船首が大きく上下動し、08時55分佐良浜灯台から256度4.6海里の地点において、Aは、原針路で、6.0ノットの速力となったとき、船首甲板先端付近に座っていた旅客1人が跳ね上げられて

落下し、臀部を同甲板に強打した。

当時、天候は晴れで風力 2 の東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

その結果、旅客 1 人が、腰椎圧迫骨折を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件旅客負傷は、下地島西方沖合のダイビングポイントに向けて平良港を発航する際、旅客に対する安全確保の措置が不十分で、同島西方沖合を航行中、航走波によって船首が大きく上下動し、船首甲板先端付近に座っていた旅客が跳ね上げられて落下し、臀部を同甲板に強打したことによって発生したものである。

a 受審人は、下地島西方沖合のダイビングポイントに向けて平良港を発航する場合、旅客が船首甲板先端付近に座ったままの状態で行くと、波浪によって船首が大きく上下動し、旅客が跳ね上げられて強い衝撃を受けるおそれがあったから、旅客を船首甲板先端付近から船体後部に移動させるなど、旅客に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、海上が平穏だったので、船首が大きく上下動することはないものと思い、旅客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、下地島西方沖合を航行中、航走波によって船首が大きく上下動し、船首甲板先端付近に座っていた旅客が跳ね上げられて落下し、臀部を同甲板に強打する事態を招き、旅客 1 人を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年10月8日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山 本 哲 也